第一条中第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　五―［三―（一―ナフトイル）―一Ｈ―インドール―一―イル］ペンタンニトリル及びその塩類

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　（四―クロロナフタレン―一―イル）（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○内閣府告示第二百七十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　レアメタル等リサイクル資源特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　秋田県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　とやま地域共生型福祉推進特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　富山県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域共生型障害者就労支援事業

○内閣府告示第二百七十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　岡山県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域ガス融通事業

○内閣府告示第二百七十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域活性化総合特別区域の名称　環境観光モデル都市づくり推進特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　広島県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域の名称　関西イノベーション国際戦略総合特区

二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○法務省告示第四百三十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十月十七日　法務大臣　田中　慶秋

氏　名　ジェームズ・アンドリュー・ジュリアン・オルソップ

生年月日　千九百八十三年十一月二十六日

国　籍　連合王国